

災害時における相互応援に関する協定

八王子市と川越市は、首都圏中央連絡自動車道で結ばれる業務核都市として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（ 応 援 ）

第 1 条 この協定において「応援」とは、次に定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（ 応援要請 ）

第 2 条 応援要請は、口頭等により次の事項を明らかにして行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる職員の職種別人数と業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる一時収容を必要とする被災者の世帯数及び人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（ 応援の実施 ）

第 3 条 応援を要請された場合は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（ 応援のための派遣職員の指揮 ）

第 4 条 応援のため派遣された職員は、原則として、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（ 経費負担 ）

第 5 条 この協定を実施するための必要な経費は、原則として、発災市の負担とする。ただし、応援のための派遣職員にかかる経費については、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途協議する。

（ 災害補償等 ）

第 6 条 第 1 条第 4 号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援市がそれぞれ賠償の責任を負うものとする。

（ 疑義等 ）

第 7 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、両市市長が協議して定めるものとする。

資料 2-10 災害時における相互応援に関する協定（川越市）

- 2 この協定について疑義が生じたときには、その都度、両市市長が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、両市市長記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成15年 1 月22日

八 王 子 市 長

印

川 越 市 長

印